

令和7年度第2回埼玉県西部地域医療構想調整会議 議事概要

1 日 時 令和7年12月2日（火） 19時00分～20時30分

2 場 所 Teamsによるオンライン開催

3 出席者 委 員 別紙出席者名簿のとおり
23名中20名出席
傍聴者 1名

4 議 事

(1) 第2回地域医療構想推進会議の主な意見について

資料1により保健医療政策課が説明。

(主な質疑等)

- ・ 特になし

(2) 国における新たな地域医療構想の検討状況について

資料2により保健医療政策課が説明。

(主な質疑等)

- ・ 特になし

(3) 令和6年度病床機能報告の結果について

資料3-1～3-5により保健医療政策課が説明。

(主な質疑等)

- ・ (赤津) 令和6年度の西部地域の所沢市医師会の未報告医療機関には電話を差し上げ、きちんと報告するようにお願いした。未報告機関に対する県のスタンスはいかがか。
→ (保健医療政策課) これまで未報告機関には報告を促す文書を送付していた。これからは電話をし、個別に事情を伺っていくことも検討している。
- ・ (赤津) 今年度から始まる、かかりつけ医機能報告制度においても、多くの未報告機関が出ることを危惧している。制度としてしっかりと作るのであれば、未報告機関に対してこういう対応をしますという意思表示を県は持っていた方が良いのではないか。
→ (保健医療政策課) 報告がきちんと出てこないと、地域のかかりつけ医機能の状況がどうなっているのか分からなくなる可能性があるので、医療機関にしっかりと報告いただける制度になるよう検討していきたい。

(4) 病床整備の進捗状況について

資料4により医療整備課が説明。

(主な質疑等)

- ・ 特になし

資料4—1により新所沢清和病院が説明。

(主な質疑等)

- ・ 特になし

(5) 地域医療支援病院の名称承認申請について

資料5により医療整備課が説明。

(主な質疑等)

- ・ 特になし

所沢美原総合病院が抱負。

(主な質疑等)

- ・ 特になし

資料5により狭山保健所が説明。

(主な質疑等)

- ・ 特になし

(6) かかりつけ医機能報告制度について

資料6により保健医療政策課が説明。

(主な質疑等)

- ・ (佐伯) 地域医療支援病院がかかりつけ医機能報告制度の中で動いていかなければならないと考えるが、地域支援病院との関係性はいかがか。
→ (保健医療政策課) 国の通知やガイドライン等を確認したが、連携の強化等の文言は見受けられなかった。
- ・ (佐伯) 地域医療支援病院の病院運営委員会で相談しながらやるのがかなり現実的であると思うがいかがか。
→ (保健医療政策課) 1月から3月にかけて、医療機関から報告をいただき、県でとりまとめて分析を行う。地域によって必要なかかりつけ医機能を確認していく。その中で地域医療支援病院に協力いただくことが出てくると思うので、その際には是非御意見をいただきたい。
- ・ (赤津) 所沢市医師会でかかりつけ医機能報告制度の勉強会を行い、しっかりと取り組んでいくということでまとまった。しかし、医師会非会員の医療従事者にどのように情報提供・周知していくかが課題と感じている。県はどのように考えているか。
→ (保健医療政策課) 非会員の医療機関には各保健所を通じて周知している。先日の第2回地域医療構想推進会議においても、かかりつけ医機能報告制度の周知方法について意見をいただいた。周知

方法については検討し報告させていただく。

- (狭山保健所) G-MIS の登録医療機関であればメールアドレスを把握している。医務担当から9割の医療機関が登録完了していると聞いているので、医師会非会員の医療機関もほぼ網羅できているのではないかと考えている
- ・ (佐伯) 埼玉県在住のがん患者で、県内の医療機関で診療を受ける患者は10%いない。ほとんどの患者が東京都の医療機関で診療している。(患者の他県への流出入を考慮しつつ)かかりつけ医機能報告制度をどう軌道に乗せていくのか教えていただきたい。
- (保健医療政策課)かかりつけ医機能報告制度は、患者の他県との流出入を検討するための制度ではないと承知しているが、患者の他県への流出入が制度にどのように影響を与えるのか等、実際の運用の中でしっかりと把握していきたい。
- ・ (佐伯) 資料1の1ページ目に、診療科の偏在の意見が出ている。外科も県の奨学金の対象にするという意見は30年前の意見と思う。大学病院の外科医は専門医がほとんどであるので、ここでの外科医は救命の医者を指していると思う。現場の認識と県の人材育成にずれが生じていると思う。この調整会議で一生懸命議論しても県からの財政的な支援がないと虚しい感じがする。
- (保健医療政策課) いただいた御意見は県医療人材課にお伝えする。

以上